

平成24年度第2回青森市入札監視委員会 議事概要

開催日時 平成24年11月14日(水)午後1時~午後2時19分

開催場所 青森市役所庁議室

出席委員 委員長 石田 憲 久  
委員長職務代理者 成田 俊 弘  
委員 猪原 健  
委員 菊池 一 男

事務局 相馬 政 美(総務部長)  
鈴木 裕 司(総務部次長)  
柿崎 哲 男(総務部契約課長)  
長内 哲 史(総務部契約課主幹)  
棟方 牧 人(浪岡事務所総務課長)  
山内 秀 範(浪岡事務所総務課主幹)

議事

1 開会

2 報告事項

(1) 建設工事の入札及び契約手続の運用状況等について  
事務局から配付資料に基づき報告があった。  
(質疑等なし)

(2) 低入札価格調査制度の運用状況について  
事務局から配付資料に基づき報告があった。

意見・質問	回答
14番のすみれ寮というのはどのような施設か。	石江地区に設置されている母子生活支援施設、いわゆる母子寮である。

(3) 指名停止措置等の運用状況について  
事務局から配付資料に基づき報告があった。  
(質疑等なし)

意見・質問	回答
県が佐々木建設工業株式会社に	本市と同様に1箇月であった。

対して行った指名停止措置は何箇月だったのか。	
------------------------	--

- (4) 入札談合に関する情報について  
事務局から、入札談合に関する情報はなかった旨の報告があった。  
(質疑等なし)

### 3 審議事項

- (1) 抽出事案(その1)について

『青森市立金沢小学校校舎改築工事』(一般競争入札)

事務局から配付資料に基づき説明があり、審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるようなことは見受けられなかった。

主な質問・意見及びそれに対する回答は次のとおりである。

意見・質問	回答
<p>10者のうち7者が無効になっているが、その理由は何か。</p> <p>工事の設計図書があって、各社がその設計図書を基に設計額を積算したにも関わらず、7者が予定価格を上回ったということは、逆に言えば、その設計図書や設定した予定価格に問題があったとは考えられないか。</p> <p>無効の入札は、かなり多くなってきているのか。</p>	<p>入札額が予定価格を上回っていたため、無効となった。</p> <p>業種によっては、最低制限価格に近い額で応札をする業者が多い場合もあるが、建築一式工事の場合は、最低制限価格に近い価格での入札というのは、件数としてはかなり少ないと認識している。</p> <p>入札参加者に貸与している設計図書は適正な設計に基づいたものであり、入札参加者はその設計図書に基づいて積算し入札価格を決定しているが、結果的に予定価格を上回ってしまった原因については図りかねる。</p> <p>業種によっては、落札率が常に高いものもあり、予定価格を上回る場合も多くなっている。</p> <p>また、東日本大震災の関係で特定の職種の労働者が被災地に赴いているということもあり、入札参加者が入札額を積算するときに、その単価を高く積算せざるを得ない事情</p>

	もあるのではないかと考えている。
--	------------------

(2) 抽出事案(その2)について

『羽白汚水準幹線第5工区工事』(一般競争入札)

事務局から配付資料に基づき説明があり、審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるようなことは見受けられなかった。

主な質問・意見及びそれに対する回答は次のとおりである。

意見・質問	回答
<p>この入札は、入札参加者29者のうち、28者が同額でくじ引きをしている。常識的にはあり得ないことなのではないかと思うがどうか。</p> <p>工事によっては、積算しやすいものとそうでないものがあり、この工事はわりと積算がしやすかったのだという感じを受けた。</p> <p>そうなると、逆に何で違う金額を出した業者がいたのか。</p>	<p>積算に必要な単価や歩掛りは、県が公表しているものがあり、また、入札執行後に設計図書を閲覧に供していることから、それらの情報を基に積算することで、同価での入札が増えてきているものと考えている。</p> <p>また、入札参加業者が積算ソフトを導入することで、その積算の精度が高まっているようである。</p> <p>ちなみに、平成23年度の土木一式工事に関しては、103件の一般競争入札のうち、12件の入札でくじ引きを行っており、平成24年度では、99件の一般競争入札のうち、34件でくじ引きを行っている。</p> <p>この状況は、青森市のみならず、他の自治体の状況を見ても、くじ引き自体は、特に珍しいことではない。</p> <p>積算ソフトを提供している会社は複数あるようで、ある工事業者はA社のソフト、別の工事業者はB社のソフトという状況になっていると思われる。</p> <p>工事業者が使っているソフトによって、金額が違ってきているのではないかと考えられる。</p>

<p>入札制度に違反しているわけではないと思うが、みんな同じ金額で入札してくじ引きというのは、本来の入札の意味はあるのか。</p> <p>例えば労務費や管理費など企業努力で違いを出せる部分もあるのではないかと感じるが、何かそれについて意見はあるか。</p>	<p>くじ引きによる入札が増えていることについては、全国で同様の状況が見受けられている。</p> <p>国でも、例えば総合評価方式の導入などを進めるようにとの通知もあるので、今後、検討したいと考えている。</p>
--	--

(3) 抽出事案(その3)について

『青森市役所本庁舎正面駐車場料金精算システム更新工事』(指名競争入札)

事務局から配付資料に基づき説明があり、審議の結果、指名の経緯、入札経過等について、特に問題となるようなことは見受けられなかった。

主な質問・意見及びそれに対する回答は次のとおりである。

意見・質問	回答
<p>辞退が多いが、その理由は何か。</p> <p>当初のシステムは、アマノ株式会社の製品ということだが、システム全体を取り替える工事ではなかったのか。</p> <p>アマノ株式会社の代理店になっている業者は青森市内にはないのか。</p> <p>最低制限価格を下回ったといっても、何万円くらいしか下回っていない。その価格では施工できないという判断は正しかったのか。</p> <p>落札率が96%というのが高いのではないか。</p>	<p>技術者の配置ができないものが4者、工期内での対応ができないものが1者、アマノ社製品の手配ができないものが1者となっている。</p> <p>この工事はシステム全体を入れ替える工事ではなく、システムの一部を交換するものである。</p> <p>アマノ株式会社は、本社が関東であり、北東北地区の営業は盛岡営業所が行っている。</p> <p>市としては、この価格を下回った場合には、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準として最低制限価格を設定しているものである。</p> <p>落札率については、どの辺が適当なのかということは、判断が分かれるところである。</p>

	<p>ただ、市としては、通常の積算で設定した設計金額というものがある。それに対して96%ということであれば、適正な価格で落札したものと考えている。</p>
--	---

(4) 抽出事案(その4)について

『青森市都市公園施設整備(その3)工事』(一般競争入札)

事務局から配付資料に基づき説明があり、審議の結果、指名の経緯、入札経過等について、特に問題となるようなことは見受けられなかった。

主な質問・意見及びそれに対する回答は次のとおりである。

意見・質問	回答
<p>失格が多かったのはなぜなのか。また不参加の理由は何か</p>	<p>業者が積算した結果として、最低制限価格を下回ったということなので、市としては特定できていない。</p> <p>ただ、同日に執行した同種工事の入札においても失格が多かったことから、積算が難しかったのではないかと考えている。</p> <p>また、不参加の理由については、辞退のときとは異なり、届出がないので、その理由の特定はできないが、申請書の提出があり、その後、設計図書の貸与も受けていることを考えると、設計図書を見た結果、施工できないと判断したか、あるいは、技術者の配置ができなかったかのいずれかであると推測される。</p>
<p>同種工事の入札が他に2件あったが、この工事の内容は、他の2件とは違っていたのか。違いがないとすれば、他の2件に比べて、この入札の落札率が極端に高いのではないか。</p>	<p>結果として、落札率が99.4%と他の2件に比べると高くなっている。</p> <p>工事の内容に、それほど違いがあったわけではないが、条件なども違ってくるので落札率にも違いはある。</p>
<p>最低制限価格を下回っている業</p>	<p>最低制限価格は事前公表してい</p>

<p>者が多数あるので、最低制限価格が高いのではないかと思うが、最低制限価格は事前公表しているのか。</p> <p>最低制限価格を下回った業者と落札した業者の入札価格がそれほど変わらない。より安い価格で入札した業者と契約した方がいいのではないか。</p> <p>同種の3件の入札で、すべて別の業者が落札している。邪推すると思うが、これについてチェックをする方法はないのか。</p> <p>この案件にかかわらず、業者間の談合について、何か対策を講じていることはあるのか。</p> <p>業界内では、これは慎まなくてはいけないという感じはあると思うが、市としてもその実態については、チェック機能を強化してもらいたい。</p>	<p>ないが、その積算方法は公表している。</p> <p>市が有効な入札とするのは、上限が予定価格であり、下限は最低制限価格である。市としては、その範囲の中で行われた入札価格で契約を締結することとしているので、理解してもらいたい。</p> <p>3件の入札で別々の業者が落札しているが、他に同日に行った造園の入札が2件あり、5件の入札で見ただけでは、談合が疑われる状況とはなっていないと認識している。</p> <p>現在、市の工事請負契約標準約款においては、談合行為を行った場合の賠償の予定として、特に悪質な場合については工事請負契約金額の100分の25の額を賠償させる旨の条項を設けている。これは他都市に比べても、かなり高い賠償額となっている。</p> <p>今後も入札結果については注視していきたいと考えている。</p>
--	--

#### 4 その他

(1) 入札制度の改善について

事務局から配付資料に基づき報告があった。

(質疑等なし)

(2) 次回会議の開催日程について

次回の会議は、平成25年5月に開催することとした。

( 3 ) 次回審議案件の抽出について

次回の審議については、平成24年10月から平成25年3月までに契約した建設工事を対象とすることとし、案件を抽出する委員として猪原委員が指名された。

5 閉会